

港区



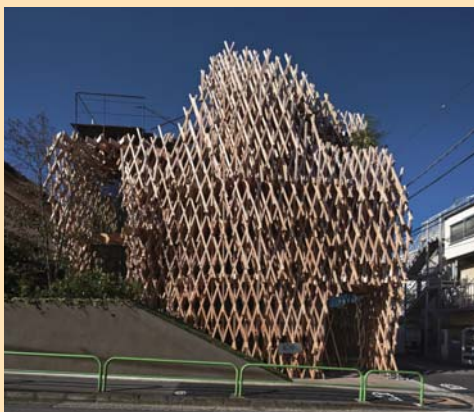
港区が平成26年度
力を入れて取り組む
環境施策を
紹介します！



港区リサイクル
キャラクター
エコル

みなとモデル 二酸化炭素固定認証制度を ご存知ですか？

港区では、地球温暖化防止策の一環として、2011年より「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を実施しています。区内で建てられる建築物等に国産木材の使用を促すことで、区内でのCO₂固定量の増加、および国内の森林整備の促進によるCO₂吸収量の増加を図ります。



南青山3丁目の店舗兼オフィス。檜の角材で作った外装が建物の荷重を支えており、パインナッブルをイメージしたような外観が強烈な異彩を放っています。

詳細は <http://www.uni4m.or.jp/>へ

お台場海浜公園周辺海域の 水質調査を実施します

お台場海水浴をはじめ、港区ではお台場海浜公園で海にかかわる様々なイベントを行っています。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会でトライアスロン、水泳(マラソン10km)の開催が予定されています。港区では水浴場水質判定基準による水質調査を実施し、安心して泳げる美しい海をめざします。

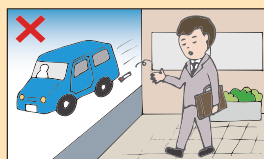


「港区環境美化の推進及び喫煙による 迷惑の防止に関する条例」が平成26年7月1日から 施行されます



港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルール

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では



① たばこの
吸い殻の
ポイ捨て
禁止



② 喫煙の禁止
(指定喫煙
場所を除く)



③ 私有地で喫煙する場合
であっても、屋外の公
共の場所にいる人にた
ばこの煙を吸わせるこ
とがないよう配慮

港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール

- ④ 事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、その敷地内の灰皿の移動または撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行う
- ⑤ 従業員その他事業活動に関わる人に、①～③を遵守させるよう努める

条例で定める「みなとタバコルール」の内容